

駐車違反について

J A I R I Z

通勤路に駐車違反のバンがあり、何日たっても撤去されないので不思議に思っていました。いわゆる黄色のステッカーが貼ってあるだけです。この車が止まっている道路は、駐車余地が 3.5m 未満の「駐車余地」違反と思われました。一昔前なら、ミラーの所に鍵付きの札を付けられたり、レッカー車異動で有料駐車場に保管されたり、踏んだり蹴ったり(!?)だったような記憶があります。さて、駐車違反になるのは次のような時です。(交通の教本に出ているのですが…敢えて列挙)

駐車違反となる要素

①駐車禁止の場所

- 1) 駐車禁止標識、標示のある場所
- 2) 駐車場、車庫等の自動車専用の出入り口から 3 m 以内の部分
- 3) 道路工事の区域の側端から 5 m 以内の部分
- 4) 消防用機械器具の置き場、消防用防火水槽、これらの道路に接する出入り口から 5 m 以内の部分
- 5) 消火栓、指定消防水利の標識が設置されている位置や消防用防火水槽の取り入れ口から 5 m 以内の部分
- 6) 火災報知器から 1 m 以内の部分
- 7) 駐車余地なし (3.5m の余地が取れていないとき)

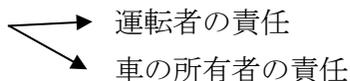
②駐停車禁止の場所

- 1) 道路標識、道路標示がある場合
- 2) 交差点、横断歩道、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- 3) 交差点の側端又は道路のまがりかどからそれぞれ前後に 5 m 以内の部分
- 4) 横断歩道の前後の側端からそれぞれ前後に 5 m 以内の部分
- 5) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 1 0 m 以内の部分

③駐停車の方法が悪いとき

- 1) 道路の左側端に沿いかつ他の交通の妨害とならないように駐車する
- 2) その他

さてさて、最近では駐車監視員あるいは警察官から、車が直ちに運転できない状態と判断されると「放置車両」と認定される



の 2 つの責任が問われます。



『放置車両認証票』（黄色のステッカー）が貼付される



「放置違反金の仮納付書」+ 弁明通知書 …車の所有者に送付されてくる。



納付金の納付 ⇒ **処分終了**（運転者の行政点は取られない）

一方、運転者が警察に出頭すれば、違反切符を切られ違反金+行政点が取られることとなります。ここで、駐車違反金は普通車に限れば次のようになっています。

【普通車の違反金】

駐停車禁止場所…¥18,000

駐車禁止場所 …¥15,000

パーキング等時間オーバー…¥10,000

結局は、運転者が出頭しないで、所有者が放置違反金を支払えば運転者は罰せられない、という仕組みになっています。

確かに、「駐車違反確認標章」には駐車違反、放置車両であることを確認、放置違反金の納付、等々のことは書いてありますが、『運転者が警察に出頭しなければならない』、とは書かれていないのです。

最終的には、個人の責任での対応をお願いいたします。

(以上)

